

《東日本大震災で被災された皆様へ》

このたびの東日本大震災で、お亡くなりになられた方々に対し、心からのお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々には、心からのお見舞いを申し上げます。

全国初三重県警察本部と災害協定締結

ごあいさつ

理事長 丹下 正彦



(元警察庁情報通信局長)

平成23年3月11日東北地方を襲った未曾有の大震災は、我々交通信号工事業者にとって、次に起こるであろう東海、東南海、南海地震への備えを真剣に考えなくてはならない良い機会であります。東日本大震災では、発生後半年近く経過した後も信号機の復旧率が12%程度であったことから、未復旧地点では交通事故や死亡事故が発生しました。地元住民も信号機的光は、治安の光であり早期の復旧を望んでいましたがその実現には相当の時間を要しました。

交通インフラの復旧は、電気、ガス、水道等のライフラインと同様にきわめて重要なものであることから早期の復旧対策に各都道府県が苦慮しているのが現状です。

その解決策のひとつとして、今回三重県警察と「災害時における交通安全施設の復旧に関する協定」を締結しました。

これは、全国初めてであり、今後の問題解決に先鞭をつけるものと自負しております。協定に伴い詳細を協議し、協会員各位の協力を仰がねばなりません、ここからがまさに協会の正念場であり、重ねて協会員の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

災害協定調印

平成24年3月15日、当協会は、三重県警察と、『災害時における交通安全施設の復旧に関する協定』を全国に先駆け締結しました。

当協会は、東日本大震災を教訓として、全国都道府県警察に協定の締結を働きかけていましたが、三重県警察では今年1月10日に復旧を早めるための検討会を開催する等して、協定に向けての足場作りをしていただきました。

協定の内容は、県内で大規模地震等が発生した場合は、協会に加盟する企業が三重県に協会員を派遣し、被災地で交通インフラの被害状況の調査、緊急復旧工事を行うこととなっております。

県警本部で行われた調印式で、齊藤実本部長は「信号が復旧すれば、復興も早くなる。災害時の交通事故防止にもつながる。」と挨拶され、丹下理事長からは「全国初めての協定が結ばれたことは画期的。県警と力を合わせ、効果のある活動をしていきたい」と挨拶しました。参考として、次ページに、「災害時における交通安全施設の復旧に関する協定書」を掲示します。



左から(左から伊藤交通規制課長、森岡交通部長、齊藤三重県警察本部長、丹下理事長、古市広報委員長、大西理事、近江委員)

協定書

災害時における交通安全施設の復旧対策に関する協定

三重県警察本部（以下「甲」という。）と一般社団法人 全国交通信号工事技術普及協会（以下「乙」という。）は、地震・津波・風水害等の災害（以下「災害」という。）が発生した場合の調査及び緊急に復旧する工事に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、三重県公安委員会が管理する交通信号機等の交通安全施設（以下「交通安全施設」という。）に災害による被害が発生した場合等に、甲と乙が協力して連絡調整を図り、速やかに調査及び緊急に復旧する工事を実施し、機能の確保及び回復を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この協定において「調査」とは、交通安全施設の被災状況の把握及び応急復旧工事の計画・施工に関する調査とする。

2 「緊急に復旧する工事」とは、被害が生じた交通安全施設の応急復旧工事とする。

（協力要請）

第3条 甲は、調査及び緊急に復旧する工事を実施する必要がある場合は、乙に別紙「要請書」により協力を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話その他の方法により要請することができる。

2 乙は、前項の要請があった際は、甲に対して調査及び緊急に復旧する工事の施工が可能なる事業者の情報を提供する等の協力を行うものとする。

3 乙は、甲の要請により会員に対して必要な事項を指示するものとする。

（費用の精算）

第4条 甲は、乙の情報により、甲が事業者に発注し、実施した調査又は緊急復旧工事に要した費用について、三重県会計規則等に基づき精算を行うものとする。

（従事者の災害補償）

第5条 第3条に基づき、調査又は災害応急工事に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、「労働者災害補償保険法」（昭和22年法律50号）により行うものとする。

（協定の有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、期間満了の日から30日前までに、甲、乙がこの協定を終了させる意思表示がない場合は、

期間満了の翌日から起算して1年間この協定を更新するものとし、以後も同様とする。

（協議事項）

第7条 この協定に定めのない事項及び協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙押印の上各自1通を保有するものとする。

平成24年3月15日

甲 三重県津市栄町一丁目100番地

三重県警察本部長 斉藤



乙 東京都台東区東上野一丁目21番4号

一般社団法人 全国交通信号工事技
理事長 丹下 正



会社訪問

会社訪問第二回目

三重日信電子株式会社
代表取締役 小山 光男

三重日信電子(株)、昭和58年日本信号(株)の保守会社として創設されました。

主な業務は、交通管制機器と定周期信号機の保守です。

代表取締役である小山氏は、平成16年までの33年間日本信号(株)で勤務され、三重県の信号機を知り尽くした生え抜きであります。

平成19年その実績を買われ、三重日信電子(株)勤務となり、後進の育成にご尽力されている毎日です。

今後三重県警との協定に基づく具体的活動の要として活躍していただければ幸いです。



古市広報委員長

丹下理事長

小山代表取締役

お問合せ先

〒110-0015 東京都台東区東上野1丁目21番4号
一般社団法人全国交通信号工事技術普及協会事務局
TEL:03-3835-1740 FAX:03-6675-4475
URL:<http://www.tscta.jp> E-mail:info@tscta.jp